

## 多摩区不当要求行為等防止対策連絡会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の事務事業に対する不当要求行為及び暴力的行為（以下「不当要求行為等」という。）への対策に取組み、円滑、適正な業務の執行及び運営の確保を図るため、多摩区不当要求行為等防止対策連絡会（以下「対策連絡会」という。）を設置する。

### (委員長等)

第2条 対策連絡会の委員長等は、別表1のとおりとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、必要な職員を会議に出席させることができる。

### (所管事項)

第3条 対策連絡会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 不当要求行為等の発生に対する予防策及び対応策について
- (2) 不当要求行為等に対する職員の意識向上について
- (3) 不当要求行為等の情報の交換について
- (4) その他必要な事項について

### (庶務)

第4条 対策連絡会の庶務は、総務課において処理する。

### (その他必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、対策連絡会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年3月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

委員長	多摩区長
副委員長	副区長
委員	区民サービス部長
	生田出張所長
	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
	道路公園センター所長
	総務課長